

旅客フェリー、RORO船を利用する場合の手続きについて

- Q. トラック事業者ですが、モーダルシフトの一貫として、旅客フェリーやRORO船の利用を検討中です。この場合、必ず内航利用運送の手続きが必要になるのでしょうか？
- A. 旅客フェリー又はRORO船を利用して貨物の運送を行う場合は、原則として内航利用運送の手続き(第二種又は第一種)が必要になりますが、一部に例外があります。

旅客フェリーを利用

ドライバーが乗船しない場合
(無人車航送)

無人車航送を行う場合は、事前に船会社との運送契約が必要となるため、利用運送の要件に該当する

内航利用運送の
手続きが必要

ドライバーが乗船する場合

事前に一定期間有効な運送
契約を船会社と締結した場合

事前に船会社との運送契約が締結
されている場合は、利用運送の要
件に該当する

内航利用運送の
手続きが必要

事前に一定期間有効な運送契約※
を船会社と締結していない場合

乗船の都度、自動車航送を申し込
む場合は、例えるならば、有料の橋
を通行する代わりにフェリーを利用
している形態と考えられ、利用運送
の要件に該当しない

内航利用運送の
手続きは不要

※乗船の都度、自動車航送を申し込む場合も船会社との間で運送契約を締結することになりますが、当該航海限りの運送契約のため、「事前に一定期間有効」なものには該当しません

RORO船を利用

内航海運業法に基づく貨物船のため、ドライバー乗船の有無を問わず、事前に船会社との運送契約が必要となり、利用運送の要件に該当する

内航利用運送の
手続きが必要